

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 <u>不服申立て</u>（第5条―第9条の2）</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 <u>不服申立て</u>の取下げ及び審査の打切り（第46条―第48条）</p> <p>第5章 <u>判定</u>（第49条―第52条）</p> <p>第6章・第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定により、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての<u>審査請求又は異議申立て</u>（以下「<u>不服申立て</u>」という。）の<u>手続及び審査の結果執るべき措置</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p><u>（2） 異議申立人</u> 処分について異議申立てをする者をいう。</p> <p>—</p> <p><u>（3）</u> [略]</p> <p><u>（4） 当事者</u> <u>審査請求人又は異議申立人</u>（以下「<u>不服申立人</u>」という。）及び処分者をいう。</p> <p>（代理人）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 当事者は、代理人を選任し、又は解任したときは代理人選任（解任）届（様式第1号）により、主任代理人を指名し、又は変更したときは主任代理人指名（変更）届（様式第2号）により、速やかに人事委員会に届け出なければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 <u>審査請求</u>（第5条―第9条の2）</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 <u>審査請求</u>の取下げ及び審査の打切り（第46条―第48条）</p> <p>第5章 <u>裁決</u>（第49条―第52条）</p> <p>第6章・第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定により、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての<u>審査請求の手続及び審査の結果執るべき措置</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p><u>（2）</u> [略]</p> <p><u>（3） 当事者</u> 審査請求人及び処分者をいう。</p> <p>（代理人）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 当事者は、代理人を選任し、又は解任したときは代理人選任（解任）届（様式第1号）により、主任代理人を指名し、又は変更したときは主任代理人指名（変更）届（様式第2号）により、速やかに人事委員会に届け出なければならない。</p>

ただし、第5条第4項に規定する不服申立てを代理人によって行う場合については、当該代理人に係る代理人選任届の届出を要しない。

(代理人の権限)

第4条 代理人は、当事者のために、不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部の取下げは、特に委任を受けた場合に限りすることができる。

2・3 [略]

## 第2章 不服申立て

(不服申立て)

第5条 法第49条の2第1項の規定に基づく不服申立ては、人事委員会に対し、不服申立書(様式第3号)正副各1通を提出して行わなければならない。

2 不服申立書には、正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

3 不服申立書には、必要と認める資料を添付することができる。

4 不服申立てを代理人によって行う場合には、代理人の資格を証明する事項を不服申立書に記載しなければならない。

(不服申立書の記載事項変更の届出)

第6条 不服申立人は、不服申立書の記載事項に変更が生じた場合には、その都度、不服申立書記載事項変更届(様式第4号)により、速やかに人事委員会に届け出なければならない。

(不服申立ての調査及び不備の補正)

第7条 人事委員会は、不服申立書が提出されたときは、その記載事項及び添付資料があるときはその記載内容について調査するものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による調査の結果、不服申立書に不備があると認められるときは、相当の期間を定めて、不服申立人にその補正を命ずることができる。ただし、不備が軽微であって、事案の内容に影響がないと認められるときは、人事委員会は、職権によりこれを補正することができる。

(不服申立ての受理又は却下)

第8条 人事委員会は、前条第1項の規定による調査を行い、その結果により、不服申立ての受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる不服申立てについては、却下するものとする。

(1) 不服申立てをすることができない者によって行われた

ただし、第5条第4項に規定する審査請求を代理人によって行う場合については、当該代理人に係る代理人選任届の届出を要しない。

(代理人の権限)

第4条 代理人は、当事者のために、審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部の取下げは、特に委任を受けた場合に限りすることができる。

2・3 [略]

## 第2章 審査請求

(審査請求)

第5条 法第49条の2第1項の規定に基づく審査請求は、人事委員会に対し、審査請求書(様式第3号)正副各1通を提出して行わなければならない。

2 審査請求書には、正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

3 審査請求書には、必要と認める資料を添付することができる。

4 審査請求を代理人によって行う場合には、代理人の資格を証明する事項を審査請求書に記載しなければならない。

(審査請求書の記載事項変更の届出)

第6条 審査請求人は、審査請求書の記載事項に変更が生じた場合には、その都度、審査請求書記載事項変更届(様式第4号)により、速やかに人事委員会に届け出なければならない。

(審査請求の調査及び不備の補正)

第7条 人事委員会は、審査請求書が提出されたときは、その記載事項及び添付資料があるときはその記載内容について調査するものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による調査の結果、審査請求書に不備があると認められるときは、相当の期間を定めて、審査請求人にその補正を命ずることができる。ただし、不備が軽微であって、事案の内容に影響がないと認められるときは、人事委員会は、職権によりこれを補正することができる。

(審査請求の受理又は却下)

第8条 人事委員会は、前条第1項の規定による調査を行い、その結果により、審査請求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる審査請求については、却下するものとする。

(1) 審査請求をすることができない者によって行われた審

不服申立て

- (2) 法第49条第1項に規定する処分に該当しないことが明らか事実について行われた不服申立て
- (3) 法第49条の3に規定する期間経過後に行われた不服申立て
- (4) 不服申立てをすることにつき法律上の利益がないことが明らか不服申立人によって行われた不服申立て
- (5) 前条第2項に規定する補正命令に従った補正が行われない不服申立て
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた不服申立てで不備が補正できないもの
- 2 人事委員会は、不服申立書が提出期限後に提出された場合でも、そのことにつき天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、提出期限内に提出されたものとして取り扱うものとする。
- 3 不服申立書が郵便で提出された場合の不服申立期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

(不服申立ての受理又は却下の通知)

第9条 人事委員会は、不服申立てを受理したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に不服申立書の副本を送付するものとする。

- 2 人事委員会は、不服申立てを却下したときは、理由を付して、その旨を不服申立人に通知するものとする。

(受理後の却下)

第9条の2 人事委員会は、受理した不服申立てが、第8条第1項の規定により却下すべきものであったことが明らかになったときは、その不服申立てを却下するものとする。この場合においては、理由を付して、その旨を当事者に通知するものとする。

(審査の併合又は分離)

第12条 人事委員会は、数個の不服申立てを併合して審査することを適当と認めるときは、当事者の申請又は職権により、これを併合して審査することができる。

2～4 [略]

(代表者)

第13条 審査の併合に係る事案の不服申立人は、その不服申立人のうちから代表者1人を選任し、及び解任することができる。

2 [略]

- 3 不服申立人が代表者を選任し、又は解任したときは、代表者選任(解任)届(様式第6号)により、人事委員会に届け

査請求

- (2) 法第49条第1項に規定する処分に該当しないことが明らか事実について行われた審査請求
- (3) 法第49条の3に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)経過後に行われた審査請求
- (4) 審査請求をすることにつき法律上の利益がないことが明らか審査請求人によって行われた審査請求
- (5) 前条第2項に規定する補正命令に従った補正が行われない審査請求
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた審査請求で不備が補正できないもの
- 2 人事委員会は、審査請求書が審査請求期間経過後に提出された場合でも、そのことにつき正当な理由があると認めるときは、提出期限内に提出されたものとして取り扱うものとする。
- 3 審査請求書が郵便で提出された場合の審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

(審査請求の受理又は却下の通知)

第9条 人事委員会は、審査請求を受理したときは、その旨を当事者に通知するとともに、処分者に審査請求書の副本を送付するものとする。

- 2 人事委員会は、審査請求を却下したときは、理由を付して、その旨を審査請求人に通知するものとする。

(受理後の却下)

第9条の2 人事委員会は、受理した審査請求が、第8条第1項の規定により却下すべきものであったことが明らかになったときは、その審査請求を却下するものとする。この場合においては、理由を付して、その旨を当事者に通知するものとする。

(審査の併合又は分離)

第12条 人事委員会は、数個の審査請求を併合して審査することを適当と認めるときは、当事者の申請又は職権により、これを併合して審査することができる。

2～4 [略]

(代表者)

第13条 審査の併合に係る事案の審査請求人は、その審査請求人のうちから代表者1人を選任し、及び解任することができる。

2 [略]

- 3 審査請求人が代表者を選任し、又は解任したときは、代表者選任(解任)届(様式第6号)により、人事委員会に届け

出なければならない。

4 代表者は、不服申立人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての全部又は一部を取り下げることはできない。

5 前条第1項の規定に基づき併合された不服申立てについて、審査を分離した場合及び他の不服申立ての審査との併合を行った場合には、第1項に規定する不服申立ての代表者は、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときのその代表者については、この限りでない。

(1) 審査を分離した場合において、なお代表者のした不服申立てと審査が併合されている他の不服申立ての申立人がその代表者に関し異議を述べないとき。

(2) 他の不服申立の審査との併合を行った場合において、当該他の不服申立ての申立人がその代表者に関し異議を述べないとき。

6 代表者が選任されている場合は、不服申立人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(手続の承継)

第13条の2 不服申立人が死亡したときは、相続人その他法令の規定により不服申立ての目的である処分に係る権利を承継した者（以下「相続人等」という。）は、当該不服申立人の地位を承継する。

2 前項の規定により不服申立人の地位を承継した者は、承継を証明する書面を添えて人事委員会に届け出なければならない。

3 第1項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間に不服申立人にあててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 [略]

(書面審理)

第14条 人事委員会は、不服申立人から口頭審理の請求がない限り、書面審理を行うものとする。

2 [略]

3 不服申立人は、審理が終了するまでは、いつでも、書面により、口頭審理を請求し、又はその請求を撤回することができる。

4 不服申立人又はその代理人がともに正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、かつ、相当の期間を定めて再度指定された期日に出席しないときは、不服申立人が口頭審理の請求を撤回したものとみなす。

出なければならない。

4 代表者は、審査請求人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部を取り下げることはできない。

5 前条第1項の規定に基づき併合された審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行った場合には、第1項に規定する審査請求の代表者は、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときのその代表者については、この限りでない。

(1) 審査を分離した場合において、なお代表者のした審査請求と審査が併合されている他の審査請求の請求人がその代表者に関し異議を述べないとき。

(2) 他の審査請求の審査との併合を行った場合において、当該他の審査請求の請求人がその代表者に関し異議を述べないとき。

6 代表者が選任されている場合は、審査請求人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

(手続の承継)

第13条の2 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令の規定により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者（以下「相続人等」という。）は、当該審査請求人の地位を承継する。

2 前項の規定により審査請求人の地位を承継した者は、承継を証明する書面を添えて人事委員会に届け出なければならない。

3 第1項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間に審査請求人に宛ててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。

4 [略]

(書面審理)

第14条 人事委員会は、審査請求人から口頭審理の請求がない限り、書面審理を行うものとする。

2 [略]

3 審査請求人は、審理が終了するまでは、いつでも、書面により、口頭審理を請求し、又はその請求を撤回することができる。

4 審査請求人及びその代理人が共に正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、かつ、相当の期間を定めて再度指定された期日に出席しないときは、審査請求人が口頭審理の請求を撤回したものとみなす。

(答弁書及び反論書の提出)

第15条 人事委員会は、書面審理を行うときは、処分者に対し、相当の期間を定めて、処分の理由に関する具体的な説明及び不服申立人の主張に対する答弁を記載した答弁書の提出を求めるものとする。

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、不服申立人に対し、副本を送付し、相当の期間を定めて、不服の理由に関する具体的な説明及び答弁書に対する反論を記載した反論書の提出を求めるものとする。

3・4 [略]

(口頭審理の準備)

第19条 [略]

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、不服申立人に対し、副本を送付し、相当の期間を定めて、第15条第2項の反論書の提出を求めるものとする。

3・4 [略]

(書証等の留置)

第45条 [略]

2 人事委員会は、裁決又は決定（以下「判定」という。）を行ったときは、前項の規定に基づき留め置いた書証等を、遅滞なく、その提出した者に返還するものとする。

第4章 不服申立ての取下げ及び審査の打切り

(不服申立ての取下げ)

第46条 不服申立人は、人事委員会が事案について、判定を行うまでの間は、いつでも、不服申立ての全部又は一部を取下げることができる。

2 前項の取下げは、不服申立取下書（様式第13号）を提出して行わなければならない。

3 第1項の規定に基づく取下げがあった不服申立ての全部又は一部については、初めから係属しなかったものとみなす。

4 [略]

(処分者の処分取消し等)

第47条 処分者は、人事委員会に係属する事案に係る処分を取り消し、又は修正したときは、人事委員会及び不服申立人に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

(審査の打切り)

第48条 人事委員会は、係属している不服申立てが、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該不服申立ての審査を打ち切り、これを終了することができる。

(1) 処分者が不服申立ての対象となった処分を取り消したとき。

(答弁書及び反論書の提出)

第15条 人事委員会は、書面審理を行うときは、処分者に対し、相当の期間を定めて、処分の理由に関する具体的な説明及び審査請求人の主張に対する答弁を記載した答弁書の提出を求めるものとする。

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、審査請求人に対し、副本を送付し、相当の期間を定めて、不服の理由に関する具体的な説明及び答弁書に対する反論を記載した反論書の提出を求めるものとする。

3・4 [略]

(口頭審理の準備)

第19条 [略]

2 人事委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、審査請求人に対し、副本を送付し、相当の期間を定めて、第15条第2項の反論書の提出を求めるものとする。

3・4 [略]

(書証等の留置)

第45条 [略]

2 人事委員会は、裁決を行ったときは、前項の規定に基づき留め置いた書証等を、遅滞なく、その提出した者に返還するものとする。

第4章 審査請求の取下げ及び審査の打切り

(審査請求の取下げ)

第46条 審査請求人は、人事委員会が事案について、裁決を行うまでの間は、いつでも、審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、審査請求取下書（様式第13号）を提出して行わなければならない。

3 第1項の規定に基づく取下げがあった審査請求の全部又は一部については、初めから係属しなかったものとみなす。

4 [略]

(処分者の処分取消し等)

第47条 処分者は、人事委員会に係属する事案に係る処分を取り消し、又は修正したときは、人事委員会及び審査請求人に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

(審査の打切り)

第48条 人事委員会は、係属している審査請求が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該審査請求の審査を打ち切り、これを終了することができる。

(1) 処分者が審査請求の対象となった処分を取り消したとき。

(2) [略]  
(3) 不服申立ての対象となった処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。

(4) 不服申立人の死亡に伴い、次のア又はイのいずれかに該当することとなったとき。

ア [略]

イ 当該不服申立人が死亡した日から起算して1年以内に第13条の2第2項の届出がなかったとき。

(5) 不服申立人が所在不明となった日から起算して1年を経過したとき。

(6) 不服申立人がアからエまでのいずれかに該当する審査を継続する意思を放棄したと認められるとき。

ア 不服申立人から理由を付して口頭審理の進行の中断の申出があり、人事委員会がこれを認めた後に当該申出の理由が消滅した場合において、人事委員会が、不服申立人に対し、相当の期間を定めて、書面により、口頭審理の再開を求めた日から起算して1年以内に不服申立人がこれに応じなかったとき。

イ 書面審理において、人事委員会が、不服申立人に対し、相当の期間を定めて、書面により、第16条第1項の書面の提出を求めた日から起算して1年以内に不服申立人が当該書面を提出しなかったとき。

ウ 不服申立人がア又はイの書面の受領を拒否したとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、不服申立人が審査を継続する意思を有しないと明らかに認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、不服申立てを継続することにつき法律上の利益がなくなったことが明らかに認められる場合

2 人事委員会は、前項の場合において、当該不服申立ての審査を打ち切り、これを終了することを決定したときは、打ち切り理由を付した打ち切り決定書を作成し、これを当事者に送達するものとする。

## 第5章 判定

### (判定)

第49条 人事委員会は、審理を終了したときは、その結果に基づいて、速やかに判定を行い、裁決書又は決定書（以下「判定書」という。）を作成するものとする。

2 前項の判定書には、次に掲げる事項を記載し、委員各員がこれに記名押印するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 判定の年月日

(2) [略]

(3) 審査請求の対象となった処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。

(4) 審査請求人の死亡に伴い、次のア又はイのいずれかに該当することとなったとき。

ア [略]

イ 当該審査請求人が死亡した日から起算して1年以内に第13条の2第2項の届出がなかったとき。

(5) 審査請求人が所在不明となった日から起算して1年を経過したとき。

(6) 審査請求人がアからエまでのいずれかに該当する審査を継続する意思を放棄したと認められるとき。

ア 審査請求人から理由を付して口頭審理の進行の中断の申出があり、人事委員会がこれを認めた後に当該申出の理由が消滅した場合において、人事委員会が、審査請求人に対し、相当の期間を定めて、書面により、口頭審理の再開を求めた日から起算して1年以内に審査請求人がこれに応じなかったとき。

イ 書面審理において、人事委員会が、審査請求人に対し、相当の期間を定めて、書面により、第16条第1項の書面の提出を求めた日から起算して1年以内に審査請求人が当該書面を提出しなかったとき。

ウ 審査請求人がア又はイの書面の受領を拒否したとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、審査請求人が審査を継続する意思を有しないと明らかに認められるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審査請求を継続することにつき法律上の利益がなくなったことが明らかに認められる場合

2 人事委員会は、前項の場合において、当該審査請求の審査を打ち切り、これを終了することを決定したときは、打ち切り理由を付した打ち切り決定書を作成し、これを当事者に送達するものとする。

## 第5章 裁決

### (裁決)

第49条 人事委員会は、審理を終了したときは、その結果に基づいて、速やかに裁決を行い、裁決書を作成するものとする。

2 前項の裁決書には、次に掲げる事項を記載し、委員各員がこれに記名押印するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 裁決の年月日

(判定書の送達)

第50条 事務局長は、判定書の正本を作成し、当事者に送達するものとする。この場合には、当事者に対し、判定に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

(判定に伴う措置等)

第51条 人事委員会は、第49条の判定を実施するため、自ら必要な措置を講じ、又は必要があると認める場合には、任命権者に対し、適切な措置を執るよう指示するものとする。

(判定書の更正)

第52条 人事委員会は、判定書に誤字、脱字その他これに類する明白な誤りがある場合には、当事者の申出又は職権により更正することができる。

2 前項の更正は、判定書の原本及び正本に付記してするものとする。ただし、正本に付記してすることができないときは、更正通知書を当事者に送付してするものとする。

(再審の請求)

第53条 当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会に対し、再審を請求することができる。

- (1) 判定の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- (2) [略]
- (3) 判定に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

2 前項の請求は、判定書又は打切決定書の送達のあった日の翌日から起算して6月以内に再審請求書（様式第14号）正副各1通を提出して行わなければならない。

(再審の結果執るべき措置)

第56条 人事委員会は、再審の結果に基づいて、最初の判定を正当であると認める場合にはこれを確認し、不当であると認める場合には最初の判定を修正し、又はこれに代えて新たに判定を行わなければならない。

(雑則)

第60条 この規則に定めるもののほか、処分についての不服申立ての手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号（第3条関係）

[略]

年 月 日付けで不服申立てをした事案（事案名）について、年 月 日に下記の者を代理人に選任（解任）し、不服申立てに関する一切の権限（不服申立ての全

(裁決書の送達)

第50条 事務局長は、裁決書の正本を作成し、当事者に送達するものとする。この場合には、当事者に対し、裁決に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

(裁決に伴う措置等)

第51条 人事委員会は、第49条の裁決を実施するため、自ら必要な措置を講じ、又は必要があると認める場合には、任命権者に対し、適切な措置を執るよう指示するものとする。

(裁決書の更正)

第52条 人事委員会は、裁決書に誤字、脱字その他これに類する明白な誤りがある場合には、当事者の申出又は職権により更正することができる。

2 前項の更正は、裁決書の原本及び正本に付記してするものとする。ただし、正本に付記してすることができないときは、更正通知書を当事者に送付してするものとする。

(再審の請求)

第53条 当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会に対し、再審を請求することができる。

- (1) 裁決の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- (2) [略]
- (3) 裁決に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

2 前項の請求は、裁決書又は打切決定書の送達のあった日の翌日から起算して6月以内に再審請求書（様式第14号）正副各1通を提出して行わなければならない。

(再審の結果執るべき措置)

第56条 人事委員会は、再審の結果に基づいて、最初の裁決を正当であると認める場合にはこれを確認し、不当であると認める場合には最初の裁決を修正し、又はこれに代えて新たに裁決を行わなければならない。

(雑則)

第60条 この規則に定めるもののほか、処分についての審査請求の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号（第3条関係）

[略]

年 月 日付けで審査請求をした事案（事案名）について、年 月 日に下記の者を代理人に選任（解任）し、審査請求に関する一切の権限（審査請求の全部又は

部又は一部を取り下げる権限を含む。)を委任したので、不利益処分についての不服申立てに関する規則第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

注1 不服申立人に係る代理人選任届で、代理人に不服申立てを取り下げる権限を委任しないときは、「不服申立ての全部又は一部を取り下げる権限を含む。」の文言を削除してください。

2 [略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

年 月 日付で不服申立てをした事案(事案名)について、年 月 日に主任代理人を指名(変更)したので、不利益処分についての不服申立てに関する規則第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第3号(第5条関係)

[略]

不服申立人

又は代理人 氏 名<sup>㊟</sup>

不服申立書

地方公務員法第49条の2第1項及び不利益処分についての不服申立てに関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり不服申立てをします。

[略]

代理人資格証明書(代理人が不服申立てを行う場合に記載すること。)

不服申立人 氏 名<sup>㊟</sup>

私は、年 月 日に下記の者を代理人に選任し、上記に記載する不服申立てに関する一切の権限(不服申立ての全部又は一部を取り下げる権限を含む。)を委任したことを証明します。

[略]

注1 不服申立書は、正副各1通を提出してください。

2～4 [略]

5 代理人に不服申立てを取り下げる権限を委任しないときは、「不服申立ての全部又は一部を取り下げる権限を含む。」の文言を削除してください。

6 不服申立てを本人が行う場合には、「代理人資格証

一部を取り下げる権限を含む。)を委任したので、不利益処分についての審査請求に関する規則第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

注1 審査請求人に係る代理人選任届で、代理人に審査請求を取り下げる権限を委任しないときは、「審査請求の全部又は一部を取り下げる権限を含む。」の文言を削除してください。

2 [略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

年 月 日付で審査請求をした事案(事案名)について、年 月 日に主任代理人を指名(変更)したので、不利益処分についての審査請求に関する規則第3条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第3号(第5条関係)

[略]

審査請求人

又は代理人 氏 名<sup>㊟</sup>

審査請求書

地方公務員法第49条の2第1項及び不利益処分についての審査請求に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり審査請求をします。

[略]

代理人資格証明書(代理人が審査請求を行う場合に記載すること。)

審査請求人 氏 名<sup>㊟</sup>

私は、年 月 日に下記の者を代理人に選任し、上記に記載する審査請求に関する一切の権限(審査請求の全部又は一部を取り下げる権限を含む。)を委任したことを証明します。

[略]

注1 審査請求書は、正副各1通を提出してください。

2～4 [略]

5 代理人に審査請求を取り下げる権限を委任しないときは、「審査請求の全部又は一部を取り下げる権限を含む。」の文言を削除してください。

6 審査請求を本人が行う場合には、「代理人資格証明



明書」欄を削除してください。

様式第4号（第6条関係）

[略]

不服申立人 氏 名<sup>㊟</sup>

不服申立書記載事項変更届

年 月 日付で提出した不服申立書の記載事項に変更を生じたので、不利益処分についての不服申立てに関する規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第5号（第12条関係）

[略]

次の事案は、併合して審査されるよう、不利益処分についての不服申立てに関する規則第12条第2項の規定により申請します。

[略]

様式第6号（第13条関係）

[略]

不服申立人 氏 名<sup>㊟</sup>

不服申立人 氏 名<sup>㊟</sup>

[略]

年 月 日付で審査を併合された事案について、代表者を選任（解任）したので、不利益処分についての不服申立てに関する規則第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

[略]

様式第7号ア（第30条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第30条第2項の規定により、次のとおり書証等の証拠調べを申し出ます。

[略]

[略]

様式第7号イ（第30条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第30条第2項の規定により、次のとおり証人等の証拠調べを申し出ます。

[略]

[略]

書」欄を削除してください。

様式第4号（第6条関係）

[略]

審査請求人 氏 名<sup>㊟</sup>

審査請求書記載事項変更届

年 月 日付で提出した審査請求書の記載事項に変更を生じたので、不利益処分についての審査請求に関する規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第5号（第12条関係）

[略]

次の事案は、併合して審査されるよう、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第2項の規定により申請します。

[略]

様式第6号（第13条関係）

[略]

審査請求人 氏 名<sup>㊟</sup>

審査請求人 氏 名<sup>㊟</sup>

[略]

年 月 日付で審査を併合された事案について、代表者を選任（解任）したので、不利益処分についての審査請求に関する規則第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

[略]

様式第7号ア（第30条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第30条第2項の規定により、次のとおり書証等の証拠調べを申し出ます。

[略]

[略]

様式第7号イ（第30条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第30条第2項の規定により、次のとおり証人等の証拠調べを申し出ます。

[略]

[略]

様式第8号（第32条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第32条第1項の規定により、あなたに対して書証等の提出を求めることに決定しましたので、次により本人事委員会に提出してください。

[略]

[略]

様式第9号（第33条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第33条第1項の規定により、証人としてあなたの陳述を求めることに決定しましたので、次により出席してください。

[略]

[略]

様式第11号（第39条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第39条第1項の規定に基づき、あなたに対して口述書の提出を求めることに決定しましたので、次により、署名なつ印した宣誓書を添え、口述書1通を本人事委員会に提出してください。

[略]

[略]

様式第12号（第42条関係）

[略]

人委（不）第 号事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第42条第3項の規定により、次のとおり当事者尋問を申し出ます。

[略]

[略]

様式第13号（第46条関係）

[略]

不服申立人 氏 名<sup>㊟</sup>

不服申立取下書

年 月 日付で不服申立てをした事案（事案名）について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第46条第1項の規定に基づき、次のとおり不服申立てを取り下げます。

様式第8号（第32条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第32条第1項の規定により、あなたに対して書証等の提出を求めることに決定しましたので、次により本人事委員会に提出してください。

[略]

[略]

様式第9号（第33条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第33条第1項の規定により、証人としてあなたの陳述を求めることに決定しましたので、次により出席してください。

[略]

[略]

様式第11号（第39条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第39条第1項の規定に基づき、あなたに対して口述書の提出を求めることに決定しましたので、次により、署名なつ印した宣誓書を添え、口述書1通を本人事委員会に提出してください。

[略]

[略]

様式第12号（第42条関係）

[略]

人委（審）第 号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第42条第3項の規定により、次のとおり当事者尋問を申し出ます。

[略]

[略]

様式第13号（第46条関係）

[略]

審査請求人 氏 名<sup>㊟</sup>

審査請求取下書

年 月 日付で審査請求をした事案（事案名）について、不利益処分についての審査請求に関する規則第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審査請求を取り下げます。

[略]

様式第14号（第53条関係）

[略]

人委（不）第 号事案に対する 年 月 日付け貴委員会の判定について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第53条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

[略]	
判定の内容	
判定書正本の送達を受けた年月日	[略]
[略]	

[略]

[略]

様式第14号（第53条関係）

[略]

人委（審）第 号事案に対する 年 月 日付け貴委員会の裁決について、不利益処分についての審査請求に関する規則第53条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

[略]	
裁決の内容	
裁決書正本の送達を受けた年月日	[略]
[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にされた職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分に係る不服申立ての手続については、この規則による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。